

奈良市公報

号外第4号 令和3年3月規則

令和4年3月18日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月	日	番号	件名	主管
3	19	7	押印省略に伴う関係規則の整備に関する規則	法務ガバナンス課
3	19	8	奈良市健康増進法施行細則の一部を改正する規則	保健衛生課
3	19	9	奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則の一部を改正する規則	母子保健課
3	19	10	奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則	国保年金課
3	31	11	奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則	人事課
3	31	12	奈良市マイナンバーカードセンター規則の一部を改正する規則	市民課
3	31	13	奈良市地域公共交通会議規則の一部を改正する規則	都市政策課
3	31	14	職員の職に関する規則等の一部を改正する規則	人事課
3	31	15	奈良市非常勤派遣手話通訳者に関する規則を廃止する規則	障がい福祉課
3	31	16	奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人事課
3	31	17	奈良市会計規則の一部を改正する規則	会計課
3	31	18	奈良市興行場法施行細則の一部を改正する規則	保健衛生課
3	31	19	奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則	国保年金課
3	31	20	奈良市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	土木管理課
3	31	21	奈良市勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則	産業政策課
3	31	22	奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	住宅課
3	31	23	奈良市病院事業会計規則の一部を改正する規則	医療政策課

規

則

押印省略に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 19 日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第 7 号

押印省略に伴う関係規則の整備に関する規則

(奈良市長等政治倫理条例施行規則の一部改正)

第 1 条 奈良市長等政治倫理条例施行規則(平成 25 年奈良市規則第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「認印を押印するとともに」を削る。

別記第 1 号様式から第 8 号様式までの規定中「㊟」を削る。

(奈良市職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正)

第 2 条 奈良市職員の自己啓発等休業に関する規則(平成 27 年奈良市規則第 47 号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名 印」を「氏名 」に改める。

(奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 3 条 奈良市職員の育児休業等に関する規則(平成 4 年奈良市規則第 12 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「氏名 印」を「氏名 」に、「所属長認印」を「所属長確認(署名又は押印)」に改める。

別記第 2 号様式から第 4 号様式までの規定中「㊟」を削り、「所属長認印」を「所属長確認(署名又は押印)」に改める。

別記第 5 号様式中「氏名 印」を「氏名 」に、「所属長認印」を「所属長確認(署名又は押印)」に改める。

(奈良市職員の配偶者同行休業に関する規則の一部改正)

第 4 条 奈良市職員の配偶者同行休業に関する規則(平成 29 年奈良市規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「氏名 印」を「氏名 」に、「所属長の意見及び認印」を「所属長の意見」に、

「

印

」を「

所属長

」

に改める。

別記第 2 号様式中「㊟」を削り、「所属長認印」を「所属長確認(署名又は押印)」に改める。

(奈良市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第 5 条 奈良市職員の退職管理に関する規則(平成 28 年奈良市規則第 38 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「㊟」を削る。

(奈良市職員安全衛生規則の一部改正)

第 6 条 奈良市職員安全衛生規則(昭和 55 年奈良市規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び第 2 号様式中「㊟」を削る。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 7 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和 43 年奈良市規則第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項中「記名押印」を「記名」に改める。

別記第 2 号様式から第 11 号様式まで及び第 13 号様式から第 16 号様式までの規定中「㊟」を削る。

(奈良市職員被服貸与規則の一部改正)

第 8 条 奈良市職員被服貸与規則(昭和 42 年奈良市規則第 36 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び第 2 号様式中「㊟」を削る。

(職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第 9 条 職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和 27 年奈良市規則第 12 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式その 1 中「任命権者等印」を「任命権者等」に、「確認印」を「確認」に改め、同様式その 2 中

「旅行命令権者の印」を「旅行命令権者」に、「確認印」を「確認」に改める。

別記第2号様式から第7号様式までの規定中「㊟」を削る。

(奈良市会計規則の一部改正)

第10条 奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第38条の2第3項を削り、同条第2項中「ならない」の次に「(債権者の自署がある場合を除く。)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の領収書には、債権者の住所、氏名(単に屋号、商店名又は会社名のみ記載ではなく必ず個人の氏名又は法人の場合は代表者の氏名)を記載しなければならない。この場合において、氏名の記載は自署によることとする(債権者の領収印がある場合を除く。)

第71条第3号中「事務担当者」を「訂正年月日を記載し、及び事務担当者」に、「認印」を「自署又は記名認印」に改める。

第73条に後段として次のように加える。

この場合において、報告者及び主務課長の欄については、自署又は記名押印によることとする。

別記第1号様式中「署名押印」を「署名」に改め、「㊟」を削る。

別記第19号様式中

資金前渡	精算書
受領者印	主務課長の署名又は照合印

を

資金前渡	精算書
受領者の署名又は印	主務課長の署名又は照合印

に改める。

別記第21号様式中「代表者印又は個人印」を「代表者印、個人印又は自署」に改める。

別記第33号様式中「㊟」を削る。

別記第34号様式中「印」を削る。

別記第35号様式中「受領印」を「現金分任出納員の署名又は受領印」に、

「

出納員
印

を

出納員
署名又は印

に改める。

別記第36号様式及び第37号様式中「印」を削る。

(奈良市消防手帳規則の一部改正)

第11条 奈良市消防手帳規則(昭和58年奈良市規則第46号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「受領印」を「受領」に改める。

(奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第12条 奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和41年奈良市規則第29号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、第2号様式、第5号様式から第10号様式までの規定中「印」を削る。

別記第11号様式中「所属消防署長証明印」を「所属消防署長証明」に、「氏名印」を「氏名」に、「認定印」を「認定」に改める。

別記第12号様式、第13号様式、第17号様式及び第22号様式中「印」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和3年3月19日揭示済)

奈良市健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第8号

奈良市健康増進法施行細則の一部を改正する規則

奈良市健康増進法施行細則（平成16年奈良市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条を第6条とする。

第3条の見出しを「(給食状況の報告)」に改め、同条中「、次に掲げる施設(特定給食施設を除く。)」で」を削り、「もの」を「施設(特定給食施設を除く。)」に、「ある」を「できる」に改め、同条各号を削り、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(管理栄養士必置の指定通知)

第3条 法第21条第1項の規定による指定は、管理栄養士必置施設指定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

2 市長は、法第21条第1項の規定により指定した施設が指定の基準に合致しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消し、管理栄養士必置施設指定取消通知書(別記第5号様式)により当該施設の管理者に通知するものとする。

(勧告及び命令)

第4条 法第23条第1項の規定による勧告は、栄養管理勧告書(別記第6号様式)により行うものとする。

2 法第23条第2項の規定による命令は、栄養管理命令書(別記第7号様式)により行うものとする。

別記第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

別記

第 1 号様式 (第 2 条関係)

特定給食施設事業開始 (再開) 届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

設置者 郵便番号
住所
氏名
電話番号
(法人の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに電話番号)

次のとおり給食を開始 (再開) しましたので、健康増進法第 20 条第 1 項及び奈良市健康増進法施行細則第 2 条第 1 項の規定により届け出ます。

ふりがな						
施設の種類	電話番号					
施設の所在地	郵便番号					
開始 (再開) 年月日	年 月 日					
施設の種類						
給食管理担当部署	E-mail					
運営方法	直営 ・ 委託 ・ 一部委託 他の施設への給食提供等 (施設名)					
委託先 (委託の場合)	名称 所在地 代表者氏名					
1 日の予定給食数 (食)	朝食	昼食	夕食	その他	計	
許可病床数・入所定員						
給食従業職員数 (人) ※施設に勤務する者	管理栄養士	栄養士	調理師	調理員	事務職	その他
施設側	常勤					
	非常勤					
委託側	常勤					
	非常勤					

添付書類 (1) 給食施設の平面図の写し

(2) 給食従事職員名簿 (施設側、委託側それぞれ職種、氏名及び年齢の記載があるもの)

(3) 委託の場合は、委託契約書の写し

(注) 上記のうち、設置者の住所、氏名、施設名称、所在地、施設の種類、1 日の予定給食数、許可病床数・入所定員又は管理栄養士・栄養士の員数 (常勤に限る。) に変更があった場合は、特定給食施設変更届 (別記第 2 号様式) を提出すること。

第2号様式(第2条関係)

特定給食施設変更届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

郵便番号
 設置者 住所
 氏名
 電話番号
(法人の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに電話番号)

次のとおり特定給食施設の届出事項を変更しましたので、健康増進法第20条第2項及び奈良市健康増進法施行細則第2条第2項の規定により届け出ます。

(ふりがな) 施設の名称		
施設の所在地		
変更年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後
変更するものに○をつけてください。 設置者の住所 設置者の氏名 給食施設の名称 給食施設の所在地 給食施設の種類 1日の予定給食数及び各食の予定食数 許可病床数・入所定員 管理栄養士の員数 栄養士の員数		

添付書類

- (1) 変更の事実を証する書面
- (2) 施設の構造の変更の場合は、変更後の平面図

第3号様式(第2条関係)

特定給食施設事業休止(廃止)届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

郵便番号
 設置者 住所
ふりがな
 氏名
 電話番号
(法人の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに電話番号)

次のとおり特定給食施設の事業を休止(廃止)しましたので、健康増進法第20条第2項及び奈良市健康増進法施行細則第2条第2項の規定により届け出ます。

<small>(ふりがな)</small> 施設の名称	
施設の所在地	
休止(廃止)年月日	年 月 日
休止(廃止)の理由	

別記様式に次の4様式を加える。

第4号様式(第3条関係)

管理栄養士必置施設指定通知書

指 定 番 号

指 定 年 月 日

施 設 名

所 在 地

設 置 者 氏 名

設 置 者 住 所

施 設 の 種 類

上記の施設を健康増進法第21条第1項の規定により管理栄養士を置かなければならない特定給食施設として指定したので、奈良市健康増進法施行細則第3条第1項の規定により通知します。

年 月 日

奈良市長



(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第5号様式(第3条関係)

管理栄養士必置施設指定取消通知書

指 定 番 号

指 定 年 月 日 年 月 日

施 設 名

所 在 地

設 置 者 氏 名

設 置 者 住 所

施 設 の 種 類

取 消 し の 日 年 月 日

上記の施設は指定の基準に該当しなくなったため、管理栄養士必置施設の指定を取り消したの
で、奈良市健康増進法施行細則第3条第2項の規定により通知します。

年 月 日

奈良市長



(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載す
る。

第6号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

施設名

所在地

設置者 氏 名
住 所

施設の種類

奈良市長



栄養管理勧告書

健康増進法第23条第2項の規定により、次の措置をとられるよう勧告します。

勧告内容

第7号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

施設名

所在地

設置者 氏 名

住 所

施設の種類

奈良市長



栄養管理命令書

健康増進法第23条第2項の規定により、次の措置をとられるよう命じます。

措置内容

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市健康増進法施行細則別記第 1 号様式から第 3 号様式までの規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(奈良市保健所長事務委任規則の一部改正)
- 3 奈良市保健所長事務委任規則（平成 14 年奈良市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 39 号コ中「第 3 条」を「第 5 条」に改める。

(令和 3 年 3 月 19 日揭示済)

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 19 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 9 号

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則（平成 28 年奈良市規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「夫婦」の次に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)」を加える。

第 3 条第 1 号中「法律上の婚姻をしている夫婦」を「夫婦」に改め、同条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

第 5 条第 1 項中「第 3 項」を「次項」に、「15 万円」を「30 万円」に、「7 万 5 千円」を「10 万円」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に、「15 万円」を「30 万円」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条中第 4 項を削り、第 5 項を第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 前項の場合において、助成を受けた後に出産したとき又は妊娠 12 週以降に死産に至ったときは、当該事実が生じた日以後の最初の助成を初回助成として、同項の規定を適用することができる。

第 5 条第 6 項を同条第 4 項とする。

第 6 条第 1 項第 3 号中「法律上の婚姻をしている夫婦」を「夫婦」に改め、同項第 5 号を次のように改める。

(5) その他市長が必要と認める書類

別記第 1 号様式中

「 (添付書類)

- ① 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（別記第 2 号様式）
- ② 指定医療機関が発行する領収書の写し
- ③ 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類（続柄記載の住民票の写し）
- ④ 夫及び妻の住所を確認できる書類（住民票の写し又は戸籍の附票）
- ⑤ 夫及び妻の所得額を証明する書類（課税証明書等）

を

※初回申請に限り、申請に係る治療の開始日における夫婦の婚姻関係が分かるもの（戸籍謄本）が必要になります。

備考 裏面に治療の内容・結果及び妊娠の経過についての行政への報告を行うことに関する説明を記載する。

」

「

備考 裏面に治療の内容・結果及び妊娠の経過についての行政への報告を行うことに関する説明を記載する。

」に改める。

」

別記第 2 号様式中「領収金額を記載してください」の次に「(令和 3 年 3 月 31 日までに終了する治療に限る。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以降に終了した特定不妊治療に対する助成金の交付について適用し、同日前に終了した特定不妊治療に対する助成金の交付については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施規則（以下「旧規則」という。）別記第2号様式の規定による証明書は、新規別記第2号様式の規定による証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際、旧規則別記第1号様式及び第2号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和3年3月19日揭示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第10号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険規則（昭和34年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（普通徴収に係る保険料の納付方法）

第14条 普通徴収に係る保険料の納付は、口座振替の方法によるものとする。ただし、口座振替の方法によることができない場合は、納付書による納付その他市長が適当と認める方法により納付することができる。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月19日揭示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第11号

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則

（奈良市行政組織規則の一部改正）

第1条 奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条の2」を「第36条の3」に、「第36条の3」を「第36条の4」に改める。

第2条中「部に」を「部等に」に改め、同条の表中

「

部

」を「

部等

」に改め、同表総合政策部の部中

「

情報政策課	情報政策係 システム基盤推進係 ICTイノベーション推進係
-------	-------------------------------

」を

「

情報政策課	情報政策係 システム基盤推進係
デジタル推進室	

」に改め、同表総務部の部総務課の項

中「情報公開係 庁舎・公用車管理係」を「情報公開係」に改め、同部中

「

財政課	予算統括係 資金調整係 財政健全化推進係
-----	----------------------

」を

「

財政課	予算統括係 資金調整係 財務分析係
行財政改革推進室	

」に改め、同部資産経営課の項中「資

産経営課」を「資産管理課」に、「管理係 庁舎耐震化推進係」を「管理係 庁舎・公用車管理係」に改め、同表市

民部の部中「

生活環境課	
新斎苑建設推進課	

」を

「

斎苑管理課	生活環境係 斎苑係
-------	-----------

」に改め、同部人権政策課の項中「

人権政策課」を「共生社会推進課」に、「啓発係」を「人権啓発係」に改め、同部男女共同参画課の項中「男女共同参画課」を「男女共同参画室」に改め、同表子ども未来部の部子育て相談課の項中「子育て係」を「子育て係 相談支援第一係 相談支援第二係」に改め、同部子ども家庭相談室の項中「子ども家庭相談室」を「児童相談所設置推進課」に改め、同部児童相談所設置準備室の項を削り、同表健康医療部の部新型コロナウイルスワクチン接種推進室の項中「新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を「新型コロナウイルスワクチン接種推進課」に改める。

第7条情報政策係の部分の第1号中「施策」を「計画」に改め、同部分の第2号を削り、同部分の第3号中「マネジメント」を「マネジメント」に改め、同号を同部分の第2号とし、同部分中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 地理情報システムの導入、維持管理及び総合調整に関すること。

第7条ICTイノベーション推進係の部分の削り、同条に次の1項を加える。

2 情報政策課デジタル推進室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) デジタルトランスフォーメーションの推進に向けた調査、立案及び総合調整に関すること。
- (2) 情報システム最適化及び自治体情報システムの標準化に関すること。
- (3) 最新技術の活用による行政サービスの向上に関すること。
- (4) デジタル行政システムの研究開発に関すること。
- (5) ビッグデータ・オープンデータに関すること。

第8条庁舎・公用車管理係の部分の削り。

第14条第1項財政健全化推進係の部分の削り、同条に次のように改める。

財務分析係

- (1) 財政統計及び諸報告に関すること。
- (2) 財政健全化4指標に関すること。
- (3) 財政に係る調査研究及び分析に関すること。
- (4) 予算の編成及び執行管理に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

第14条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「財務分析係」を削り、「財政健全化推進係」を「財務分析係」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 財政課行財政改革推進室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 行財政改革に関すること。
- (2) 広告事業の統轄に関すること。
- (3) 奈良市総合財団に関すること。
- (4) 外郭団体との連絡調整に関すること。
- (5) 公営企業部門との連絡調整に関すること。
- (6) 施策評価に関すること。
- (7) 指定管理者制度の総括に関すること。

第14条の2(見出しを含む)中「資産経営課」を「資産管理課」に改め、同条庁舎耐震化推進係の部分の削り、同条に次のように改める。

庁舎・公用車管理係

- (1) 庁舎管理に関すること(営繕工事を除く。)
- (2) 庁舎内事務室等の配置に関すること。
- (3) 庁舎内の秩序維持、防火、防犯及び美観に関すること。
- (4) 当直に関すること。
- (5) 用務員及びその業務に関すること。
- (6) 埋火葬の許可に関すること(他課の主管に属するものを除く。)
- (7) 戸籍法(昭和22年法律第224号)に基づく各種届出等の受領に関すること(他課の主管に属するものを除く。)

- (8) 庁用電話、電気及び水道に関すること。
- (9) 庁舎内における広告掲出に関すること。
- (10) 公用車の総括管理に関すること。
- (11) 公用車の保険に関すること。
- (12) 公用車の安全運転及び交通事故の防止に関すること。
- (13) 公用車（各課専用のものを除く。）の管理及び配車に関すること。
- (14) 公用車の運転及び整備等の指導に関すること。

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条 削除

（斎苑管理課の事務）

第22条 斎苑管理課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

生活環境係

- (1) 火葬場の管理運営に関すること。
- (2) 墓地及び納骨堂の管理運営に関すること。
- (3) 埋火葬の許可及び改葬の許可に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 新火葬場の運営に係る調査研究に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

斎苑係

- (1) 火葬場、墓地及び納骨堂の整備に関すること。
- (2) 新火葬場建設に係る工事進捗状況の管理に関すること。
- (3) 新火葬場整備に伴う地域活性化対策等事業に関すること。

第27条の2 スポーツ振興係の部分の第7号中「体育協会」を「スポーツ協会」に改める。

第28条（見出しを含む。）中「人権政策課」を「共生社会推進課」に改め、同条総務係の部分の第11号中「共同浴場、」を削り、同部分中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 犯罪被害者等支援に関すること。

第28条啓発係の部分中「啓発係」を「人権啓発係」に改め、同部分に次の1号を加える。

- (8) 多様な文化及び価値観等を尊重する社会の形成に向けた調査、研究及び推進に関すること。

第28条に次の1項を加える。

2 共生社会推進課男女共同参画室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の企画及び連絡調整に関すること。
- (3) 男女共同参画社会推進の啓発に関すること。
- (4) 男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集・提供に関すること。
- (5) 男女共同参画推進審議会に関すること。
- (6) 女性問題相談窓口に関すること。
- (7) DV問題相談に関すること。
- (8) 女性団体及びグループの指導育成に関すること。
- (9) 男女共同参画センターの事業の企画に関すること。
- (10) 男女共同参画センターの管理に関すること。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

第30条企画政策係の部分中第10号から第12号までを削り、第13号を第10号とし、第14号から第17号までを3号ずつ繰り上げ、同部分に次の2号を加える。

- (15) 更生支援に関すること。
- (16) 部及び課の庶務に関すること。

第30条地域包括ケア推進係の部分に次の2号を加える。

- (8) 災害救助に関すること。
- (9) 権利擁護に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第32条第1項医療介護係の部分中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 健康管理支援事業に関する事。

第32条第1項保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係、保護第五係、保護第六係、保護第七係及び保護第八係の部分に次の1号を加える。

(6) 健康管理支援事業に関する事 (医療介護係の主管に属するものを除く。)

第36条の2第1項に次のように加える。

相談支援第一係

相談支援第二係

(1) 要保護児童対策地域協議会に関する事。

(2) 子ども家庭相談 (子育て係の主管に属するものを除く。) に関する事。

第36条の2第2項を次のように改める。

2 前項に規定する相談支援第一係及び相談支援第二係に共通する事務の範囲等については、子育て相談課長が定める。

第36条の2第3項を削る。

第3章第6節の2中第36条の5を第36条の7とし、第36条の4第2項を削り、同条を第36条の5とし、同条の次に次の1条を加える。

(新型コロナウイルスワクチン接種推進課の事務)

第36条の6 新型コロナウイルスワクチン接種推進課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備に関する事。
- (2) 新型コロナウイルスワクチンの接種に係る関係機関との連絡調整に関する事。
- (3) 新型コロナウイルスワクチンの接種に係る広報に関する事。
- (4) その他新型コロナウイルスワクチンの接種に関する事。
- (5) 課の庶務に関する事。

第36条の3を第36条の4とし、第6節中第36条の2の次に次の1条を加える。

(児童相談所設置推進課の事務)

第36条の3 児童相談所設置推進課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) (仮称) 子どもセンター施設整備に関する事。
- (2) 児童相談所及び一時保護所業務の企画、調整に関する事。
- (3) 児童相談所及び一時保護所運営に係る調査研究に関する事。
- (4) その他 (仮称) 子どもセンター設置に関する事。
- (5) 課の庶務に関する事。

第44条第1号中「奈良町」の次に「及びその周辺地域」を加える。

第46条ブランド推進係の部分の第1号から第4号までを削り、第5号を第1号とし、第6号から第9号までを4号ずつ繰り上げ、第10号から第16号までを削り、第17号を第6号とし、同条農林経営係の部分に次の11号を加える。

- (11) 農業振興に関する各種計画に関する事。
- (12) 農業経営基盤強化促進対策に関する事。
- (13) 農業関係融資制度に関する事。
- (14) 農林統計に関する事。
- (15) 農業基盤整備に関する事 (工事に関連するものを除く。)
- (16) 土地改良区に関する事 (工事に関連するものを除く。)
- (17) 土地改良事業に関する事 (工事に関連するものを除く。)
- (18) 農地総合開発事業に関する事 (工事に関連するものを除く。)
- (19) 多面的機能支払制度に関する事。
- (20) 中山間地域等直接支払制度に関する事。
- (21) 都市計画法 (昭和43年法律第100号) に伴う開発協議に関する事。

第47条の2第1項まちづくり構想係の部分の第2号を次のように改める。

(2) 都市再生特別措置法 (平成14年法律第22号) に基づく立地適正化計画の調査及び策定に関する事。

第 47 条の 2 第 1 項まちづくり構想係の部分の第 3 号から第 8 号までを削り、同条まちづくり事業推進係の部分の第 2 号を次のように改める。

(2) 都市・地域総合交通戦略の調査及び策定に関すること。

第 47 条の 2 第 1 項まちづくり事業推進係の部分に次の 6 号を加える。

(3) 交通政策に関すること。

(4) 地域公共交通活性化・再生に関すること。

(5) 生活交通サービスの導入に関すること。

(6) 生活路線バスに関すること。

(7) JR 奈良線複線化促進協議会・関西本線複線電化事業等に関すること。

(8) 課の庶務に関すること。

第 47 条の 3 第 3 号中「及び調整」を「調整、設計及び施工」に改める。

第 67 条第 10 項中「第 9 項」を「第 7 項」に改める。

第 69 条の表市民部の部生活環境課の項中「生活環境課」を「斎苑管理課」に改め、同部中

人権政策課	人権文化センター 共同浴場 自動車駐車場	を
男女共同参画課	男女共同参画センター	
共生社会推進課	人権文化センター 自動車駐車場 男女共同参画センター	に改める。

(奈良市保健所組織規則の一部改正)

第 2 条 奈良市保健所組織規則 (平成 14 年奈良市規則第 44 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「理事、次長及び参事」を「副所長」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(奈良市男女共同参画推進審議会規則の一部改正)
- 奈良市男女共同参画推進審議会規則 (平成 15 年奈良市規則第 35 号) の一部を次のように改正する。
第 5 条中「男女共同参画課」を「共生社会推進課」に改める。
(奈良市人権施策協議会規則の一部改正)
- 奈良市人権施策協議会規則 (平成 15 年奈良市規則第 50 号) の一部を次のように改正する。
第 7 条中「人権政策課」を「共生社会推進課」に改める。
(奈良市緑花推進会議設置規則の一部改正)
- 奈良市緑花推進会議設置規則 (昭和 48 年奈良市規則第 36 号) の一部を次のように改正する。
別表市民部の部中「人権政策課長 男女共同参画課長」を「共生社会推進課長」に改める。
(奈良市生活困窮者等自立支援事業業務委託事業者審査選定委員会規則の一部改正)
- 奈良市生活困窮者等自立支援事業業務委託事業者審査選定委員会規則 (平成 27 年奈良市規則第 25 号) の一部を次のように改正する。
第 9 条中「保護課」を「福祉政策課」に改める。
- 奈良市資産経営推進会議設置規則 (平成 28 年奈良市規則第 42 号) の一部を次のように改正する。
第 5 条中「資産経営課」を「資産管理課」に改める。
(奈良市公印規則の一部改正)
- 奈良市公印規則 (昭和 25 年奈良市規則第 12 号) の一部を次のように改正する。
別表市長印の項中「資産経営課」を「資産管理課」に改め、同表墓地・火葬・納骨専用市長印の項中「生活環境課」を「斎苑管理課」に改める。
(奈良市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

- 8 奈良市職員の退職管理に関する規則（平成28年奈良市規則第38号）の一部を次のように改正する。
 第13条第1号中「職務の級7級の室長」を「保健所副所長」に改め、「男女共同参画センター所長、看護専門学校事務長」を削り、「職務の級6級の主幹」の次に「看護専門学校事務長」を加え、同条第4号中「教育センター所長」を「教育監、教育センター所長」に改め、同条第6号中「及び課長」を削る。
 （給料等の支給に関する規則の一部改正）
- 9 給料等の支給に関する規則（昭和41年奈良市規則第5号）の一部を次のように改正する。
 別表第1市長の事務部局の部中「職務の級7級の主幹」を「職務の級7級の主幹 保健所副所長」に、「北部出張所長 男女共同参画センター所長 看護専門学校事務長」を「北部出張所長」に、「職務の級6級の主幹」を「職務の級6級の主幹 看護専門学校事務長」に、「市民サービスセンター所長」を「市民サービスセンター所長 マイナンバーカードセンター所長」に、「人権文化センター所長」を「人権文化センター所長 男女共同参画センター所長」に改め、同表学校その他の教育機関の部中「教育センター所長」を「教育監 教育センター所長」に改める。
 （奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）
- 10 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和43年奈良市規則第2号）の一部を次のように改正する。
 別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務

職務の級	標準的な職務の内容
4級	1 小隊長及び副小隊長の職務
	2 指揮支援副隊長の職務
5級	1 所長補佐の職務
	2 室長補佐の職務
	3 場長補佐の職務
	4 デジタル推進室長の職務
	5 保健所・教育総合センター管理室長の職務
	6 市民サービスセンター所長の職務
	7 マイナンバーカードセンター所長の職務
	8 東寺林連絡所長の職務
	9 男女共同参画室長の職務
	10 人権文化センター所長の職務
	11 西部出張所課長の職務
	12 行政センター課長の職務
	13 こども園副園長、保育園副園長及び幼稚園副園長の職務
	14 保健センター所長の職務
	15 衛生浄化センター所長の職務
	16 施設管理室長の職務
	17 奈良阪処分地管理事務所長の職務
	18 消費生活センター長の職務
	19 地籍調査室長の職務
	20 土木管理センター所長の職務
	21 消防署長補佐、中隊長及び消防分署長の職務
	22 指揮支援隊長の職務
	23 史料保存館長の職務
	24 西部図書館長及び北部図書館長の職務
	25 学校給食センター所長の職務
	26 選挙管理委員会事務局次長の職務

	27 農業委員会事務局次長の職務
6級	1 所長の職務 2 行財政改革推進室長の職務 3 西部出張所長、東部出張所長及び北部出張所長の職務 4 行政センター所長の職務 5 こども園長、保育園長及び幼稚園長の職務 6 保健所副所長の職務 7 環境清美工場長の職務 8 消防署長の職務 9 消防副署長の職務 10 文化財防災官の職務 11 防災センター所長の職務 12 指揮救助隊長の職務 13 中央図書館長の職務 14 学校事務長の職務 15 農業委員会事務局長の職務
7級	1 相当の経験を有する所長の職務 2 相当の経験を有する西部出張所長、東部出張所長及び北部出張所長の職務 3 相当の経験を有する行政センター所長の職務 4 相当の経験を有する保健所副所長の職務 5 相当の経験を有する環境清美工場長の職務 6 相当の経験を有する消防署長の職務 7 相当の経験を有する文化財防災官の職務 8 相当の経験を有する中央図書館長の職務 9 相当の経験を有する学校事務長の職務 10 相当の経験を有する農業委員会事務局長の職務 11 議会事務局次長の職務 12 部長及び理事並びに部次長及び参事の職務
8級	1 危機管理監の職務 2 東部振興監の職務 3 保健所長の職務 4 会計管理者の職務 5 消防局の次長の職務 6 教育センター所長の職務 7 選挙管理委員会事務局長の職務 8 監査委員事務局長の職務 9 部長及び理事の職務
9級	1 統括官の職務 2 法令遵守監察監の職務 3 相当の経験を有する危機管理監の職務 4 消防長の職務 5 議会事務局長の職務

(奈良市職員被服貸与規則の一部改正)

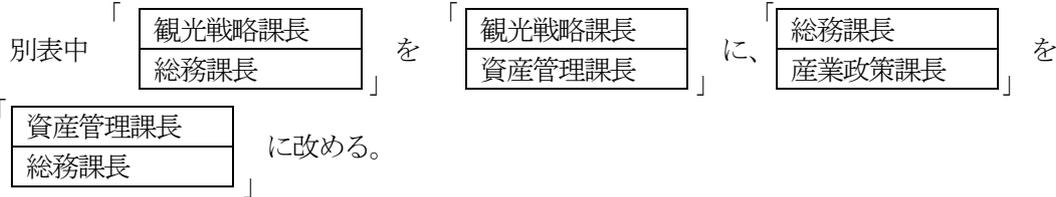
11 奈良市職員被服貸与規則（昭和42年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「総務課」を「資産管理課」に改める。

(奈良市公有財産規則の一部改正)

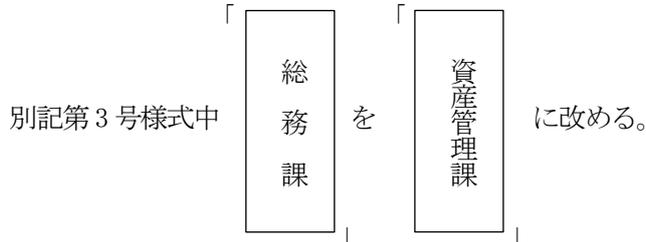
12 奈良市公有財産規則（昭和 49 年奈良市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。
 第 5 条第 2 項及び第 49 条中「資産経営課長」を「資産管理課長」に改める。
 （奈良市庁舎管理規則の一部改正）

13 奈良市庁舎管理規則（昭和 42 年奈良市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。
 第 4 条第 1 項の表中「総務課長」を「資産管理課長」に改める。



（奈良市公用車管理規則の一部の一部改正）

14 奈良市公用車管理規則（昭和 47 年奈良市規則第 30 号）の一部を次のように改正する。
 第 3 条第 1 号、第 4 条第 2 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 4 項、第 15 条の 2 第 1 項本文及び第 2 号並びに第 2 項並びに第 20 条第 2 項中「総務課長」を「資産管理課長」に改める。



別記第 4 号様式中「総務課長」を「資産管理課長」に改める。

（奈良市男女共同参画センター条例施行規則の一部改正）

15 奈良市男女共同参画センター条例施行規則（平成 14 年奈良市規則第 108 号）の一部を次のように改正する。
 第 13 条第 1 項中「、所長補佐」を削り、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。
 （奈良市病院事業会計規則の一部改正）

16 奈良市病院事業会計規則（平成 16 年奈良市規則第 77 号）の一部を次のように改正する。
 第 45 条中「資産経営課長」を「資産管理課長」に改める。

(令和 3 年 3 月 31 日掲示済)

奈良市マイナンバーカードセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第 12 号

奈良市マイナンバーカードセンター規則の一部を改正する規則

奈良市マイナンバーカードセンター規則（令和 2 年奈良市規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中「主任」を「所長」に改める。

第 5 条中「土曜日」を「日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日」に改める。

第 6 条第 1 項中「日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日」を「毎月第 3 土曜日及びその翌日並びに」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 19 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項及び第 2 項の改正規定は、同月 1 日から施行する。

(令和 3 年 3 月 31 日掲示済)

奈良市地域公共交通会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第 13 号

奈良市地域公共交通会議規則の一部を改正する規則

奈良市地域公共交通会議規則（平成 29 年奈良市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 3 項を加える。

5 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、交通会議に臨時委員若干人を置くことができる。

6 臨時委員は、第 2 項に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

7 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

第 4 条第 3 項中「委員」を「委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）」に改め、同条第 4 項中「委員」を「委員等」に改める。

第 6 条第 6 項中「部会員」を「部会に属する委員等」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「部会員」を「部会に属する委員等」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「部会員」を「部会に属する委員等」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 部会は、委員等 10 人以内をもって組織する。

第 7 条及び第 8 条中「委員」を「委員等」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 3 年 3 月 31 日揭示済)

職員の職に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第 14 号

職員の職に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の職に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の職に関する規則（昭和 43 年奈良市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「技能職員」を「技能労務職員」に改め、同条第 4 号を削る。

別表技術職員の項中「農業職」、「准看護師」、「栄養士」及び「臨床検査技師」を削り、同表技能職員の項中「技能職員」を「技能労務職員」に、「自動車運転手、機械操作員」を「公用車管理業務員、清掃業務員、土木業務員、火葬業務員、用務員、給食調理員」に改め、同表業務職員の項を削る。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第 2 条 給料等の支給に関する規則（昭和 41 年奈良市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 第 1 項第 3 号中「又は准看護師」を削る。

(奈良市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部改正)

第 3 条 奈良市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和 2 年奈良市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 技能職員の項を次のように改める。

技能労務	(8) 用務員、給食調理員その他 (9) に属さない職に従事するフルタイム会計年度任用職員で市長が別に定めるもの	1 級 1 号給から 1 級 87 号給まで
	(9) 清掃作業員、収集作業員その他専門的な資格、業務経験等を要する職に従事するフルタイム会計年度任用職員で市長が別に定めるもの	1 級 2 号給から 2 級 65 号給まで

別表第 1 業務職員の項を削る。

(奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第 4 条 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 43 年奈良市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

級別資格基準表

試験・職種		学歴免許	職務の級			
			1級	2級	3級	4級
試験	上級	大学卒		3	5	別に定める
			0	3	8	
	中級	短大卒		5	5	別に定める
			0	5	10	
	初級	高校卒		7	5	別に定める
			0	7	12	
職種	医師及び歯科医師	大学6卒			5	別に定める
				0	5	
	獣医師	大学6卒		3	5	別に定める
			0	3	8	
	薬剤師	大学6卒及び大学卒		3	5	別に定める
			0	3	8	
	診療放射線技師	短大卒		5	5	別に定める
			0	5	10	
	管理栄養士	大学卒		3	5	別に定める
			0	3	8	
	歯科衛生士	短大卒		5	5	別に定める
			0	5	10	
	理学療法士	短大卒		5	5	別に定める
			0	5	10	
	精神保健福祉士	大学卒		3	5	別に定める
			0	3	8	
	保健師	大学卒 保健師養成所卒		3	5	別に定める
			0	3	8	
	看護師	看護師養成所卒		5	5	別に定める
			0	5	10	
	保育教育士	保育士養成所卒 短大卒		5	5	別に定める
			0	5	10	
	技能労務職員	中学卒		8.5	6	別に定める
			0	8.5	14.5	
消防職員	大学卒		3.5	6	別に定める	
		0	3.5	9.5		
	短大卒		6	6	別に定める	
		0	6	12		
	高校卒		8.5	6	別に定める	
		0	8.5	14.5		

別表第2備考第3項中「、保健師助産師看護師法」の次に「(昭和23年法律第203号)」を加え、同表備考第4項中「(昭和23年法律第203号)」を削り、同表備考第5項を削る。

別表第3の3の部三の項を削り、同表備考を削る。

別表第5高校2卒の項を削る。

別表第6その他の項を削り、同表職種の部臨床検査技師の項及び准看護師の項を削り、同表中「自動車運転手及び清掃作業員、土木作業員、火夫並びに」を「公用車管理業務員、清掃業務員、土木業務員、火葬業務員及び」に、

「技能・業務職員」を「技能労務職員」に改め、同表備考第3項中「、「看護師」を「並びに「看護師」に改める。
(奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成18年奈良市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「業務職員」を「技能労務職員」に改める。

第5条第1項及び第10条第1項中「技能職員及び業務職員」を「技能労務職員」に改める。

(奈良市職員被服貸与規則の一部改正)

第6条 奈良市職員被服貸与規則(昭和42年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「臨床検査技師及び」及び「、栄養士」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において職務の級が2級の職員に対する第4条の規定による改正後の奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第2の級別資格基準表の適用については、施行日において当該職員が同表3級の欄に掲げる必要経年数及び必要在級年数に達していない場合に限り、同欄に掲げる当該必要経年数及び必要在級年数を6月短縮することができる。

(令和3年3月31日揭示済)

奈良市非常勤派遣手話通訳者に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第15号

奈良市非常勤派遣手話通訳者に関する規則を廃止する規則

奈良市非常勤派遣手話通訳者に関する規則(平成11年奈良市規則第36号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済)

奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第16号

奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年奈良市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「おいて前号」の次に「及び次号」を加え、「取得」を「付与」に改め、同項第3号に後段として次のように加える。

この場合において、同一会計年度内に前2号の規定により付与した年次休暇があるときは、労働基準法第39条の規定により得られる日数から当該付与した日数分を控除した後の日数とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日揭示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第17号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。
第2条第3号中「北部出張所」の次に「、男女共同参画室」を加える。
別表第1総務課の項中

情報公開係長及び係員	1	所管に係る手数料の収納
	2	所管に係る実費徴収金の収納
庁舎・公用車管理係長及び係員	所管に係る使用料の収納	

を

情報公開係長及び係員	1	所管に係る手数料の収納
	2	所管に係る実費徴収金の収納

に改め、同表資産経営課の項を次のように改める。

資産管理課	課長補佐、管理係長及び係員	1	所管に係る手数料の収納
		2	入札保証金の出納
		3	契約保証金の出納
		4	普通財産貸付料の収納
	庁舎・公用車管理係長及び係員	所管に係る使用料の収納	

別表第1生活環境課の項中「生活環境課」を「斎苑管理課」に、「主任及び係長」を「生活環境係長及び係員」に改め、同表人権政策課の項中「人権政策課」を「共生社会推進課」に改め、同表男女共同参画センターの項中「所長補佐、」を削り、同表健康増進課の項の次に次のように加える。

新型コロナウイルスワクチン接種推進課	課長を除く課員	所管に係る実費徴収金の収納
--------------------	---------	---------------

別表第2総務課長の項中

「3 所管に係る実費徴収金の収納」を「3 所管に係る実費徴収金の収納」に改め、同表資産経営課長の項中「資産経営課長」を「資産管理課長」に、「4 普通財産貸付料の収納」を

「4 普通財産貸付料の収納」に改め、同表生活環境課長の項中「生活環境課長」を「斎苑管理課長」に改め、同表人権政策課長の項を次のように改める。

共生社会推進課長	1	所管に係る事業収入の収納
	2	所管に係る使用料の収納
	3	所管に係る実費徴収金の収納

別表第2男女共同参画課長の項中「男女共同参画課長」を「男女共同参画センター所長」に改め、同表健康増進課長の項の次に次のように加える。

新型コロナウイルスワクチン接種推進課長	所管に係る実費徴収金の収納
---------------------	---------------

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日掲示済)

奈良市興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第18号

奈良市興行場法施行細則の一部を改正する規則

奈良市興行場法施行細則（平成14年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同項ただし書に規定する場合にあっては、次に掲げる事項のうち変更がないものの記載を省略することができる。

第2条第3項に次のただし書を加える。

ただし、同項ただし書に規定する場合にあっては、第1号から第3号までに掲げる書類のうち変更がないものの添付を省略することができる。

第2条に次の1項を加える。

- 4 条例第2条第1項ただし書若しくは同条第2項ただし書又は第2項ただし書若しくは前項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、第1項の申請書を提出する際に、当該興行場営業を譲り受けたことを証する書類を提示しなければならない。

第8条第1項の表中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

別記第1号様式中

「 使用水の種別	上水道水・簡易水道水・井戸水・その他（ ）	」を
----------	-----------------------	----

「 使用水の種別	上水道水・簡易水道水・井戸水・その他（ ）	」に、
営業を譲り受けたことを証する旨		

「 (5) 申請者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書」を

「 (5) 申請者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
提示書類

奈良市興行場法施行条例第2条第1項ただし書若しくは同条第2項ただし書又は奈良市興行場法施行細則第2条第2項ただし書若しくは第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、営業を譲り受けたことを証する書類」

別記第2号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市興行場法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和3年3月31日揭示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第19号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険規則（昭和34年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書」を「国民健康保険一部負担金減免等申請書」に改め、同条第2項中「その旨を納付義務者及び療養取扱機関に一部負担金減額・免除・徴収猶予証明決定通知書（別記第13号様式）により」を「減免又は猶予をすることと決定したときは国民健康保険一部負担金減免等決定通知書（別記第13号様式）により、減免又は徴収猶予をしないことと決定したときは国民健康保険一部負担金減免等不承認通知書（別記第13号様式の2）により、申請者に」に改める。

附則第4項中「令和3年3月31日」を「令和3年6月30日」に改める。
別記第12号様式及び第13号様式を次のように改める。

第12号様式(第22条関係)

国民健康保険一部負担金減免等申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所

氏名

下記の理由により国民健康保険の一部負担金の [減免・徴収猶予] を申請します。

記

療養を受ける 被保険者	被保険者記号・番号	
	住 所	
	氏 名	
生年月日		年 月 日
減免等事由		(1) 災 害 () (2) 著しい収入減少 () (3) 別に定める場合 ()
一部負担金の減免又は徴収猶予を受けようとする理由(具体的に詳しく記入して下さい。)		
添付書類		
<input type="checkbox"/> 災 害	<input type="checkbox"/> 障害者 ()	
	<input type="checkbox"/> 行方不明者 ()	
	<input type="checkbox"/> 居住宅の損害 ()	
<input type="checkbox"/> 著しい 収入減少	収入状況及び	<input type="checkbox"/> 事業の休廃止等 ()
	<input type="checkbox"/> 資産保有状況 調査票	<input type="checkbox"/> 干ばつ等による農作物の不作、 <input type="checkbox"/> 不漁等 ()
<input type="checkbox"/> 別に定める場合 ()		

第13号様式 (第22条関係)

国民健康保険一部負担金減免等決定通知書

年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日付けで申請のあった国民健康保険一部負担金減免等につきましては、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

療養を受ける 被保険者	被保険者記号・番号	
	住 所	
	氏 名	
生年月日	年 月 日	
減免等事由	(1) 災 害 () (2) 著しい収入減少 () (3) 別に定める場合 ()	
決定内容	<input type="checkbox"/> 一部負担金の徴収猶予	
	<input type="checkbox"/> 一部負担金の100分の50減額	
	<input type="checkbox"/> 一部負担金の全額免除	
備考		

※減免等を受けた事由に影響を及ぼすような資力の回復その他事情の変化があった場合は、直ちに申告してください。

別記第13号様式の次に次の1様式を加える。

第13号様式の2 (第22条関係)

国民健康保険一部負担金減免等不承認通知書

年 月 日

様

奈良市長 印

年 月 日付けで申請のあった国民健康保険一部負担金減免等につきましては、審査の結果、下記のとおり不承認としましたので通知します。

記

療養を受ける 被保険者	被保険者記号・番号	
	住	所
	氏	名
理	由	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

(令和3年3月31日掲示済)

奈良市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第20号

奈良市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市営駐車場条例施行規則（平成9年奈良市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第4条中「利用者」の次に「(第5条の5に規定する特定利用者を除く。第5条の表において同じ。)」を加える。

第5条第1項中「第4条第2項」を「第4条第5項及び第6項」に改める。

第5条の2の次に次の7条を加える。

(登録の要件)

第5条の3 条例第4条第1項ただし書に規定する登録（以下単に「登録」という。）を受けることができる者は、市内に事務所等を有する事業者等であつて相当数の駐車場の利用が見込まれるもの及び指定管理者が特別の理由があると認めたものとする。

(登録の手続等)

第5条の4 登録を受けようとする者は、特定利用者登録（更新）申請書（別記第5号様式）に指定管理者が必要と認める書類を添えて指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、特定利用者登録（更新）通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

3 登録の有効期間（以下「登録期間」という。）は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(登録の更新)

第5条の5 登録を受けた者（以下「特定利用者」という。）は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、登録期間満了の日の30日前までに、特定利用者登録（更新）申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(登録の変更)

第5条の6 特定利用者は、登録事項に変更があつたときは、特定利用者登録変更届（別記第7号様式）により指定管理者に届け出なければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による届出があつた場合において、適当と認めたときは、特定利用者登録変更通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

(登録の取消し)

第5条の7 特定利用者は、登録の取消しを受けようとするときは、特定利用者登録取消届（別記第9号様式）により指定管理者に届け出なければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該特定利用者の登録を取り消し、特定利用者登録取消通知書（別記第10号様式）により通知するものとする。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 特定利用者が条例又はこの規則に違反したとき。

(2) 特定利用者が利用料金を納付しないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理及び運営に著しく支障があるとき。

4 特定利用者は、前項の規定により登録を取り消したときは、特定利用者登録取消通知書により通知するものとする。

(登録簿)

第5条の8 指定管理者は、特定利用者登録簿を備えておかななければならない。

(特定利用者による利用料金の支払)

第5条の9 条例第4条第1項ただし書に規定する場合において、利用者は、特定利用者から必要な措置を受けなければならない。

2 条例第4条第1項ただし書に規定する場合において、特定利用者は、特定利用料金（駐車時間（特定利用者が指定管理者と協議して定めた時間内で、特定利用者が必要と認めた時間（以下「特定利用時間」という。）を上限とする。以下同じ。）に応じた利用料金の10パーセント以内の割引をした額の利用料金（第1項の規定により特定利用者が行った措置の件数が第5条第1項の表に掲げる回数券の額に相当する区分に応じ、当該回数券の発行単位に満たないときは、駐車時間に応じた利用料金）をいう。以下同じ。）を利用者に代わって指定管理者に支払うものとする。

3 前項の場合において、駐車時間が特定利用時間を超えたときは、利用者は、駐車時間から特定利用時間を控除した時間に応じた利用料金を支払わなければならない。

4 特定利用者は、各月分の特定利用料金をその翌月の指定管理者が指定する日までに支払わなければならない。この場合において、回数券を使用して当該特定利用料金を支払うことはできない。

別記様式に次の6様式を加える。

第5号様式(第5条の4、第5条の5関係)

特定利用者登録(更新)申請書

年 月 日

(宛先)指定管理者

申請者 団体の所在地
 団体の名称
 代表者の氏名

次のとおり特定利用者として登録(更新)を受けたいので、申請します。

申請区分		<input type="checkbox"/> 新規登録 <input type="checkbox"/> 継続登録
登録期間		年 月 日 から 年 月 日 まで
利用が見込まれる自動車の台数		1箇月 台
取扱 責任者	氏名	
	電話番号	
添付書類		1 その他必要な書類

第6号様式(第5条の4、第5条の5関係)

特定利用者登録(更新)通知書

年 月 日

団体の所在地

団体の名称

代表者の氏名

様

指定管理者

次のとおり特定利用者として登録(更新)しましたので、通知します。

登 録 番 号		第 号
登 録 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで
利用が見込まれる自動車の台数		1箇月 台
取 扱 責 任 者	氏 名	
	電 話 番 号	
条 件		

第7号様式 (第5条の6関係)

特定利用者登録変更届

年 月 日

(宛先) 指定管理者

申請者 団体の所在地
 団体の名称
 代表者の氏名

特定利用者の登録 (登録番号第 号) について、次のとおり内容の変更をした
 いので、届け出ます。

変 更 日		年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前		
	変 更 後		
理 由			
取 扱 責 任 者	氏 名		
	電 話 番 号		

第8号様式(第5条の6関係)

特定利用者登録変更通知書

年 月 日

団体の所在地

団体の名称

代表者の氏名

様

指定管理者

特定利用者の登録(登録番号第 号)について、次のとおり内容を変更したの
で通知します。

変 更 日		年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前		
	変 更 後		
取 扱 責 任 者	氏 名		
	電 話 番 号		
条 件			

第9号様式(第5条の7関係)

特定利用者登録取消届

年 月 日

(宛先)指定管理者

申請者 団体の所在地
団体の名称
代表者の氏名

特定利用者の登録(登録番号第 号)について、次のとおり取り消したいので、
届け出ます。

取 消 日		年 月 日
理 由		
取 扱 責 任 者	氏 名	
	電 話 番 号	

第10号様式(第5条の7関係)

特定利用者登録取消通知書

年 月 日

申請者 団体の所在地

団体の名称

代表者の氏名 様

指定管理者

特定利用者の登録(登録番号第 号)について、次のとおり取り消しましたので、
通知します。

取 消 日		年 月 日
取 扱 責 任 者	氏 名	
	電 話 番 号	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年3月31日掲示済)

奈良市勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第21号

奈良市勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市勤労者総合福祉センター条例施行規則（平成15年奈良市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用承認を」を「利用承認を」に、「奈良市勤労者総合福祉センター使用承認申請書（別記第1号様式）」を「奈良市勤労者総合福祉センター利用承認申請書（）」に、「使用承認申請書」を「利用承認申請書」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に、「使用内容」を「利用内容」に、「奈良市勤労者総合福祉センター使用変更承認申請書（別記第2号様式）」に次条第1項を「奈良市勤労者総合福祉センター利用変更承認申請書に第5条第1項」に改め、同条第3項中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用承認」を「利用承認」に改め、同条第4項第1号中「使用する」を「利用する」に、「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用日」を「利用日」に改め、同項第2号中「リハーサル室」の次に「、ワークスペース（定期利用を除く。）」を加え、「視聴覚室」を削り、「実習室」の次に「、多目的スペース」を加え、「使用する」を「利用する」に改め、同項第3号中「使用する」を「利用する」に、「使用しよう」を「利用しよう」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（定期利用の承認申請）

第4条の2 前条第1項から第3項までの規定にかかわらず、条例第5条の2第2項の規定による承認を受けようとする者は、奈良市勤労者総合福祉センター定期利用申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前月に引き続いて当該承認を受けようとする者は、第5条の2第1項に規定する定期券を指定管理者に提示し、口頭等により利用承認の申請をするものとする。

2 前項の規定による申請は、定期利用をしようとする月の初日前1箇月に当たる日からすることができるものとする。

第5条の見出し中「使用承認書」を「利用承認書」に改め、同条第1項中「前条第1項」を「第4条第1項」に、「奈良市勤労者総合福祉センター使用承認書（別記第3号様式）」を「奈良市勤労者総合福祉センター利用承認書（）」に、「奈良市勤労者総合福祉センター使用変更承認書（別記第4号様式）」を削り、同条第2項中「前条第3項」を「第4条第3項」に、「奈良市勤労者総合福祉センター使用券（別記第6号様式。以下「使用券」を「奈良市勤労者総合福祉センター利用券（第4項の回数券を含む。以下「利用券」に改め、同条第3項中「使用者」を「利用者」に、「使用に」を「利用に」に、「使用券」を「利用券若しくは次条に規定する定期券」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の場合において、回数券の交付を受けた利用者が回数券を提示したときは、指定管理者は、その利用に係る回数券を切り取るものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

（定期券の交付等）

第5条の2 指定管理者は、第4条の2第1項の規定による申請を承認したときは、定期券を申請者に交付するものとする。

2 定期券の有効期間は、月の初日からその月の末日までとする。

3 第1項の規定により定期券の交付を受けた者（以下「定期利用者」という。）は、定期券を転貸してはならない。

4 定期利用者は、トレーニングルーム又はワークスペースを利用する際に、定期券を提示しなければならない。

5 定期券は、再発行しない。ただし、定期券を破損し、又は汚損したため、利用できなくなったときは、この限りでない。

6 定期利用者は、第4条の2第1項の規定による申請内容に変更が生じたときは、直ちに指定管理者に届け出なければならない。

第6条の見出しを「（利用期間）」に改め、同条第1項中「施設」の次に「（ワークスペースを定期利用する場合を

除く。)を加え、「使用期間」を「利用期間」に改め、同条第2項中「使用期間」を「利用期間」に改める。

第7条の見出し中「使用時間」を「利用時間」に改め、同条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用時間」を「利用時間」に、「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用承認申請書」を「利用承認申請書」に改める。

第8条の見出しを「(利用の取消し)」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「奈良市勤労者総合福祉センター使用取消届(別記第7号様式。以下「使用取消届」を「奈良市勤労者総合福祉センター利用取消届(以下「利用取消届」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金の上限」に改める。

第10条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「使用者」を「利用者」に、「又は使用券」を「、利用券又は定期券」に、「使用料」を「利用料金」に、「使用時間」を「利用時間」に、「使用する」を「利用する」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条第2項中「使用料の納付」を「利用料金(回数券及び定期券に係るものを除く。)の納付」に、「使用券」を「利用券」に、「使用料の領収印(別記第8号様式)」を「利用料金の領収印」に改める。

第11条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条第1項中「使用料の」を「利用料金の」に、「奈良市勤労者総合福祉センター使用料減免申請書(別記第9号様式)」を「奈良市勤労者総合福祉センター利用料金減免申請書」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「奈良市勤労者総合福祉センター使用料減免決定通知書(別記第10号様式)」を「奈良市勤労者総合福祉センター利用料金減免決定通知書」に改める。

第12条の見出しを「(利用料金の還付)」に改め、同条第1項中「使用料を」を「利用料金を」に改め、同項第1号中「使用する」を「利用する」に改め、同項第2号中「使用料」を「利用料金」に、「使用者」を「利用者」に、「使用日」を「利用日」に、「使用取消届」を「利用取消届」に改め、同項第3号中「リハーサル室」の次に「、ワークスペース」を加え、「、視聴覚室」を削り、「実習室」の次に「、多目的スペース」を加え、「使用料」を「利用料金」に、「使用者」を「利用者」に、「使用日」を「利用日」に、「使用取消届」を「利用取消届」に改め、同項第4号中「使用料」を「利用料金」に、「使用者」を「利用者」に、「使用日」を「利用日」に、「使用取消届」を「利用取消届」に改め、同項第5号中「使用料」を「利用料金」に、「使用者」を「利用者」に、「使用日」を「利用日」に、「使用取消届」を「利用取消届」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 定期利用の利用料金については、定期利用者が定期券の有効期間の初日の前日までに定期利用の辞退の申出があった場合 100分の100

第12条第2項中「使用者」を「利用者」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「奈良市勤労者総合福祉センター使用料還付申請書(別記第11号様式)」を「奈良市勤労者総合福祉センター利用料金還付申請書」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「指定管理者」に、「奈良市勤労者総合福祉センター使用料還付決定通知書(別記第12号様式)」を「奈良市勤労者総合福祉センター利用料金還付決定通知書」に改める。

第13条中「使用者」を「利用者」に改める。

第14条の見出し中「使用終了」を「利用終了」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用が」を「利用が」に改める。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(書類の様式)

第15条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、市長の承認を得て指定管理者が別に定める。

別表を次のように改める。

別表(第6条、第9条関係)

施設区分	附属設備の名称	単位	1回当たりの利用料金の上限 (単位:円)
多目的ホール	グランドピアノ	1台	3,000
	演台	1台	500
	花台	1台	200
	司会者用演台	1台	200
	ボーダーライト	1列	500
	アッパーホリゾンライト	1列	500
	フットライト(置型)	1式	1,000

	ローアホリゾントライト	1列	500
	平凸スポットライト (1KW)	1式	500
	メインスピーカー	1式	1,000
	跳ね返りスピーカー	1式	500
	モニタースピーカー	1式	300
	卓球用具	1式	300
	バドミントン用具	1式	300
	バレーボール用具	1式	300
	姿見	1台	500
リハーサル室	アップライトピアノ	1台	2,000
研修室A	マイクアンプ	1台	500
技能講習室	パーソナルコンピュータ	1台	1,000
研修室B	マルチサウンドアンプ	1台	500
	メインスピーカー	1式	200
実習室	陶芸焼窯	1式	2,000
	ろくろ (電動)	1台	300
各施設共通	CDプレーヤー付ラジオカセットテープレコーダー	1台	250
	ワイヤレスアンプスピーカー	1台	1,000
	展示パネル (4枚1組)	1組	500
	ダイナミックマイク	1本	200
	ワイヤレスマイク (ハンド型)	1チャンネル	1,500
	ワイヤレスマイク (ピン型)	1チャンネル	1,500
	ワイヤレスマイク (ヘッドセット型)	1チャンネル	1,500
	マイクスタンド (床上型)	1本	200
	マイクスタンド (ブーム型)	1本	300
	DVDプレーヤー	1台	500

備考

- 「1回当たりの利用料金の上限」の1回とは、条例別表の1に定める区分1から区分6までの利用区分をいう。
- コインロッカー1個の利用料金は、1日1回につき、50円とする。
- この表の利用料金には、カラーフィルター等の消耗器材費及びピアノ調律等の特別に必要な人件費を含まない。

別記第1号様式から第12号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正後の奈良市勤労者総合福祉センター条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る利用料金について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(令和3年3月31日揭示済)

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第22号

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市営住宅条例施行規則（昭和61年奈良市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「ホまで」を「トまで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良市営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）第9条第2項第1号の規定は、令和3年7月1日以後に行われる奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項若しくは第5項、第28条第1項若しくは第2項又は第29条第1項の規定に規定する収入の計算（以下「収入の計算」という。）について適用し、同日前に行われる収入の計算については、なお従前の例による。

（令和3年3月31日揭示済）

奈良市病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第23号

奈良市病院事業会計規則の一部を改正する規則

奈良市病院事業会計規則（平成16年奈良市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第63条中「及び資金予算表」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年3月31日揭示済）